

令和5年 第12回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和5年11月6日（月） 午前9時00分～9時49分
2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室
3. 出席委員（34人）

1番 木下善明委員	2番 松尾貴江委員	3番 大曲弥素男委員
5番 川崎勝巳委員	6番 岩永政幸委員	7番 土井哲夫委員
9番 香月伸幸委員	10番 橋本重吉委員	11番 中村康則委員
12番 溝口 昇委員	13番 江頭浩二委員	14番 瀧上 誠委員
15番 江口和広委員	16番 川崎照子委員	18番 香月幸雄委員
19番 前田則尋委員	20番 松尾利助委員	21番 満田直昭委員
22番 久原一義委員	23番 久原 勤委員	24番 前田達雄委員
25番 筒井恒司委員	26番 池上勝文委員	27番 古賀茂昭委員
28番 藤井啓二委員	29番 一ノ瀬美佐子委員	30番 橋口 均委員
31番 外尾美津子委員	32番 吉原春樹委員	33番 岩石 学委員
34番 山崎三智治委員	35番 生島義明委員	36番 片瀨秋正委員
37番 片瀨久司委員		

4. 欠席委員（3人）

4番 大串 勝委員	8番 溝上博信委員	17番 川崎俊幸委員
-----------	-----------	------------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 3 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
- 6 令和5年白石町農用地利用集積計画（11号）の承認決定について
- 7 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 8 農地の買受適格証明願（耕作目的）について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和5年第13回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所…令和5年12月5日（火）9時00分 白石町役場 3階大会議室
- 2 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 久原正好
課長補佐兼農地農政係長 石田善人

農地農政係長	岩永 崇
農地農政係	香月 麻里

7 その他出席職員
佐賀県農業会議 徳永課長

8 タブレット研修
講師：佐賀県農業会議 徳永課長

9 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和5年11月第12回白石町農業委員会総会を開会いたします。
本日は、このあとタブレットの研修もございますので、よろしくお願ひします。
それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、4番大串勝委員、8番溝上博信委員、17番川崎俊幸委員から欠席の届けがあつております。

ただ今の出席委員は37名中34名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。
それではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、7番、土井哲夫委員、9番、香月伸幸委員を指名いたします。
これより議事に入ります。

= 議案番号第183号 =

議長 1 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第183号を事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは説明いたします。議案書1ページ、議案番号第183号です。

後ほど、第5条の議案第190号で上程致します案件と関連しておりますので、よろしくお願ひいたします。

権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望で、総額〇〇円、10a当たりの対価は〇〇円です。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として10月27日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、譲渡人の実家を譲受人が購入しておられ、それに伴って宅地に隣接する農地を購入される申請です。

譲受人は現在、米、アスパラガスなど約 0.5ha の規模で営農されています。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 183 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 183 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

= 議案番号第 184・185 号 =

議長 続きまして、議案番号第 184 号ですが、議案番号第 185 号も関連していますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 184 号及び 185 号です。

議案番号第 184 号、185 号とも、権利の種類は所有権移転、交換でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、それぞれ、譲渡人・譲受人の要望です。

議案の位置図は、3 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 10 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、譲渡人、譲受人双方の要望による農地の交換です。

世帯毎の営農状況につきましては、議案第 184 号の譲受人、○○氏は米麦苺を中心に約 10.4ha、議案第 185 号の譲受人、○○氏は米を中心に約 0.2ha の耕作をされ

ています。兩名とも、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。
まず、議案番号第 184 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 184 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 次に、議案番号第 185 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 185 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

＝ 議案番号第 186 号 ＝

議長 続きまして、2 「農地法第 3 条の規定による許可処分取消願について」を議題といたします。議案番号第 186 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 186 号です。

権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地と譲渡人、譲受人については、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人での話し合いにより所有権移転、売買を取りやめた
いという事に至ったためであります。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。

最近、こういう事が増えてきていますが、我々の審議が足りないのか、なぜ、こうなったのか、本人同士の話ではありますが、もう少し、経緯なりの話があればいいのですが。

事務局長 詳細については確認できませんでした。双方の話し合いの結果と伺っています。

○番 なぜ、質問したかという、こうなると分かっていたからです。

議長 ほかにないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 186 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 186 号は申請どおり当委員会において許可を取り消すことに決定いたします。

＝ 議案番号第 187 号 ＝

議長 続きまして、3 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 187 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 2 ページ、議案番号第 187 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、①は、農用地区域内農地。②から⑤につきましては、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項は、①は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地。②と③は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。④と⑤につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は、用途区分の変更。②から⑤につきましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申

請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用車両駐車場、農業用資材置場、庭、宅地北側進入路等として利用されております。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 187 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 187 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 188 号＝

議長 続きまして、議案番号第 188 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ、議案番号第 188 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 13 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 10 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。
今回は、申請人の実家の宅地進入路を目的とする申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 188 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 188 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 189 号＝

議長 続きまして、4 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議案番号第 189 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 189 号。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体と

して同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14 ページから 16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 10 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、集合住宅 3 棟の新築計画に伴う申請です。

区長、生産組合長、耕作者から同意を得られていますが、隣接農地の所有者が 2 名おられて、1 名は承諾されていますが、もう 1 名から、アパートが建つことで、新しい方が住まれることや圃場への日照不足が心配という理由から、承諾をいただけなかったとのことでした。

しかし、農業委員として現場を確認したところ、日照不足による農作物の生育不良を引き起こすまでではないと思われ、また、その農地の耕作者からは承諾が得られています。

このことから、私、農業委員としての見解は、周辺農地への影響もなく、その他の申請書類はそろっており、転用はやむを得ないと判断したところです。

なお、事務局に確認したところ、承諾書については、法律上添付の必要はない任意の書類だそうです。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 189 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 189 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 190 号 =

議長 続きます、議案番号第 190 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 4 ページ、議案番号第 190 号。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

3 条の議案番号第 183 号で承認をいただきました議案と関連をしている案件です。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、17 ページから 19 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 10 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

先ほど農地法第 3 条の申請でもありましたが、今回の申請地も購入された宅地に隣接していて、すでに宅地進入路と家庭菜園として整備されていたために申請されました。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、譲渡人が以前から無断で転用されていたことについては、十分指導しております。

ご審議をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 190 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 190 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 191 号＝

議長 続きまして、5 「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を議題といたします。議案番号第 191 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 5 ページ、議案番号第 191 号です。

当該議案につきましては、令和 4 年 4 月第 4 回総会、議案番号第 86 号において承認され、佐賀県から令和 4 年 5 月 9 日付けで許可されている案件であります。

申請農地から転用目的までは議案書のとおりです。

変更の事由につきましては、農業用倉庫に収納しようとする資材が増えたため、農業用倉庫の面積を拡大し、露天資材置場のレイアウトを見直すことで申請地北側にある農地の通路を確保することに併せ、家庭菜園も増設というところの申請変更、事業計画変更ということです。

また、事業又は施設の概要からその他参考事項までは、議案書のとおりであります。

農地区分について、①は、農用地区域内農地。②につきましては、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項は、①は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地。②は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地です。

許可基準の該当事項としまして、①は、用途区分の変更。②につきましては、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、20 ページから 23 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 11 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。

令和 4 年 5 月に許可を受けられていますが、倉庫の面積を増やされ、資材置場のレイアウト変更によって、畑への進入路を確保されるものです。また、以前からあった家庭菜園はそのまま利用される計画変更となっています。

今回の計画変更による周辺農地への影響もないことから、やむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 191 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 191 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 192 号＝

議長 続きまして、6「令和 5 年白石町農用地利用集積計画(11号)の承認決定について」を議題とします。議案番号第 192 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第192号の「農用地利用集積計画(11号)の承認決定について」についてご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は5件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページに相対での設定が5件、4ページから6ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が42件、合わせて47件の計画が提出されており、賃借権設定が46件、使用貸借権設定が1件となっております。

区分の内訳として新規が40件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが5件ありました。再設定は7件でした。

今回の利用権の総面積は158,833.76㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人によるもので、農地中間管理機構によるものが42件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、52件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず、所有権移転について審議します。
これについて、質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 192 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 192 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。これについて、議事参与の制限がございます。○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えて頂きます。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 192 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 192 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 193 号 ～ 議案番号第 202 号 =

議長 続きまして 7 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 193 号から議案番号第 202 号について、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案のご説明をいたします。議案書 6 ページ。

農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 193 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、今泉西の○○氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、24 ページから 25 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 194 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。
申請理由は、資金が必要なための農地処分でございます。
議案の位置図は、26 ページから 27 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 195 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、中区の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、28 ページから 29 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 196 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新観音の〇〇氏です。
申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。
議案の位置図は、30 ページから 31 ページをご覧ください。

続きますして、議案書 7 ページ、議案番号第 197 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、南区の〇〇氏です。
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。
議案の位置図は、32 ページから 33 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 198 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、福岡県の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、34 ページから 35 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 199 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、大阪府の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、36 ページから 37 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 200 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、福岡県の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。
賃借でも可ということです。
議案の位置図は、38 ページから 40 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 8 ページ、議案番号第 201 号です。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新明 3A の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、41 ページから 42 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 202 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、西分一号の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、43 ページから 44 ページをご覧ください。
以上、議案第 193 号から議案第 202 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 193 号から議案第 202 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 193 号から議案番号第 202 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 193 号。
委員 ○番 〇〇委員、○番 〇〇委員で申し上げます。

議長 議案番号第 194 号
委員 ○番 〇〇委員、○番 〇〇委員で申し上げます。

議長 議案番号第 195 号
委員 ○番 〇〇委員、○番 〇〇委員で申し上げます。

議長 議案番号第 196 号。
委員 ○番 〇〇委員、○番 〇〇委員で申し上げます。

議長 議案番号第 197 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 198 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 199 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 200 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 201 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 202 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 193 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 194 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 195 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 196 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 197 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 198 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 199 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 200 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 201 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 202 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員であっせん委員の方よろしく
くお願いします。

事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局の担当職員を申し上げます。

議案番号第 193 号は○○、議案番号第 194 号は○○、第 195 号同じく○○、議案
番号第 196 号は○○、議案番号第 197 号は○○、議案番号第 198 号は○○、議案番
号第 199 号は○○、議案番号第 200 号は○○、議案番号第 201 号は○○、議案番号
第 202 号は○○。

連絡調整につきましては、担当者をお願いします。

= 議案番号第 203 号 =

議長 続きまして、8 「農地の買受適格証明願（耕作目的）について」を議題とします。
議案番号第 203 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 203 号、農地の買受適格証明願（耕作目的）を説明いたします。
申請農地から願い出者につきましては、議案書のとおりです。
申請の事由は、競売に参加するためでございます。
議案の位置図は、45 ページから 46 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 願い届の年齢を入れてもらえたらいいのですが。

事務局 年齢は○歳です。今後は、年齢を記入させていただきます。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 203 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 203 号は当委員会において承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和 5 年 第 13 回農業委員会総会の日時及び場所

日時・場所 … 令和 5 年 12 月 5 日 (火) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室

2 その他 … 白石町農業者年金加入推進協議会の結果報告
白石町貸借情報について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9時49分

総会終了後、タブレット操作研修会開催（1時間程度）